

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

## 1. 事業者の概要

事業者名称 株式会社えがお  
所在地 山梨県甲府市城東3-13-8  
代表者名 代表取締役 桂田美香  
設立年月日 2013年4月24日  
電話番号 055-237-3857

## 2. 法人が実施する介護事業の概要

①居宅介護支援（単独事業所）

## 3. 居宅介護支援を実施する事業所の概要

事業所名 すずな居宅介護支援事業所  
所在地 山梨県笛吹市石和町駅前7-3 ラ・ルミエール101  
事業者指定番号  
管理者・連絡先 桂田美香 電話 090-9310-2551 FAX 055-225-5326  
サービス提供地域 笛吹市・甲府市・甲斐市・中央市・山梨市・中巨摩郡昭和町

## 4. 事業の目的

指定居宅介護支援の事業の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

## 5. 運営方針

- 1) 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2) 指定居宅介護支援は、利用者の選択に基づく適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 3) 関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 6. 事業者の職員体制等

管理者:主任介護支援専門員 1名以上 介護支援専門員:1名以上

## 7. 営業日・時間

営業日 月～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く)

営業時間 午前9時00分～午後6時00分

営業外であっても必要に応じてサービス提供する場合があるものとする(土日祝日可)。

## 8. サービス提供の主な内容

- 1) 介護にかかわる相談援助や、要介護認定の手続きの代行
- 2) 居宅介護支援の提供及び居宅サービス計画の作成にあたり以下の業務
  - ① 利用者に入院する必要が生じた場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に滞りなく伝えられるように支援します。
  - ② 医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。
  - ③ サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます。
  - ④ 居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所については、利用者自身がサービスを選択することを基本に、複数の事業所を紹介するとともに、当該事業所を居宅サービス計画に位置づけた理由を説明します。
  - ⑤ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合にあつては、介護支援専門員は特定相談支援事業者との密接な連携に努めます。
- 3) サービス事業所との連絡調整や指定介護保険施設との連絡調整
- 4) その他の要介護者等の必要な援助、苦情受付

## 9. 利用者負担金

- 1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援に係る保険給付が、保険者から居宅介護支援事業者を支払われる場合(代理受領の場合)は、利用者の支払う利用料金はありません。
- 2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費については、以下の金額を請求させていただきます。通常の事業の実施地域を越えたところから、1kmごと55円(税込)

## 10. 個人情報の保護について

- 1 管理者及び介護支援専門員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。
- 2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

#### 11. 事故発生時の対応

- 1 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合には、この限りではない。

#### 12. 災害発生時の対応

災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し、安全を確認した上で業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合も通常の業務を行わない場合があります。

#### 13. 相談窓口・苦情対応及び虐待防止相談窓口

1) 居宅介護支援に関する相談苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

別紙:「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」参照

窓口責任者 桂田美香 受付時間 10:00-14:00 連絡先 電話:090-9310-2551

2) その他、以下に苦情を申し立てることもできます。

##### ① 市町村介護保険相談窓口

〈笛吹市役所 介護保険課〉 電話:055-261-1903

〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課 経営室〉 電話:055-237-5473

〈昭和町役場 福祉介護課〉 電話:055-275-8784

〈中央市役所 長寿推進課〉 電話:055-274-8556

〈甲斐市役所 長寿推進課介護保険係〉 電話:055-278-1693

〈山梨市役所 介護保険課〉 電話:0553-22-1111

##### ② 山梨県国民健康保険団体連合会(甲府市蓬沢 1-15-35)

介護保険サービスに関する相談・苦情窓口

開設日時 毎週水曜日 午前9時～午後4時 相談窓口専用電話 055-233-9201

③ 虐待防止相談窓口

〈すずな居宅介護支援事業所〉 桂田美香 電話:090-9310-2551

〈笛吹市役所 長寿支援課〉 電話:055-261-5065

〈甲府市役所 福祉支援室長寿介護課 経営室〉 電話:055-237-5473

〈昭和町役場 福祉介護課〉 電話:055-275-8784

〈中央市役所 長寿推進課〉 電話:055-274-8556

〈甲斐市役所 長寿推進課介護保険係〉 電話:055-278-1693

〈山梨市役所 介護保険課〉 電話:0553-22-1111

[説明確認欄]

サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書面により重要な事項を説明しました。

年 月 日

山梨県甲府市城東3-13-8

株式会社えがお

代表取締役 桂田 美香 ⑩

すずな居宅介護支援事業所

説明者: \_\_\_\_\_ ⑩

私は、本書面により、事業所から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者: \_\_\_\_\_ ⑩

家族または代理人: \_\_\_\_\_ ⑩

続柄: \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が、居宅介護支援の提供にあたり、介護保険サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3 個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。

認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）

その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

株式会社えがお

すずな居宅介護支援事業所 殿

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

家族

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_

利用者代理人（選任している場合）

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_